

法人税実務事例検討

子会社株式の売買契約に係る特約条項に従い
売買代金の一部を返還した場合の取扱い新日本アーンストアンドヤング税理士法人
エグゼクティブディレクター 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

第三者との間で締結された株式の売買契約に特約条項が付されており、その特約条項に従い株式の売買代金の一部を返還した場合、税務上も譲渡対価を減額する処理が認められる。

事 例

当社は電子部品の製造販売業を主たる事業とする 3 月決算法人で、複数の子会社を有してグループ一体経営を行っていましたが、主たる事業である電子部品の製造販売を支援する目的で設立した金融業を行う A 社については、当社との事業関連性が薄れたこと等から、金融業を主たる事業とする B 社（当社との資本関係はありません。）に対して A 社株式のすべてを譲渡することとし、3 月 10 日付で A 社株式売買契約書を作成し、3 月 19 日付で引渡し及び決済をしました。

ただし、A 社は金融業を主たる事業とする法人であることから、当社から B 社へ A 社株式を譲渡した後の最初の決算（3 月 31 日）における A 社の予定利益を 1,000 万円であると見込み、A 社の利益がその予定利益である 1,000 万円を下回った場合には、当社から B 社に対して A 社株式の売買代金の一部を返還する旨の特約を A 社株式売買契約書に記載しております。

また、A 社株式譲渡後の最初の決算において、A 社の利益が予定利益である 1,000 万円を上回った場合については、その上回ることとなる部分の金額を追加で B 社が当社に支払う旨が A 社株式売買契約書に記載されております。

ところで、A 社株式譲渡後の最初の決算で、A 社の利益が 700 万円となったことから、予定利益 1,000 万円との差額である 300 万円を当社から B 社に対して A 社株式の売買代金の一部返還として会計処理しましたが、法人税の所得金額の計算において、当社の会計処理が認められますか。

【当社の会計処理】

有価証券譲渡益 3,000,000 円 / 現金預金 3,000,000 円

I 本事例における法令等の検討**1 有価証券の譲渡損益**

法人税法第 61 条の 2 第 1 項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）では、内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すると規定されており、有価証券である株式の譲渡損益はその譲渡契約の日の属する事業年度の所得金額の計算に含まれることとなります。

2 国税不服審判所の判断

国税不服審判所において、株式の売買契約に係る売買代金について、その後減額した取引についての判断が示された裁決がありますので、参考のため抜粋します（裁決事例集第 72 集、325 頁）。

「(イ) 株式の価額は、本件のように請求人と譲渡人の相対取引による売買の場合、当事者間で適正と考える価格で取引が成立するものである。また、株式の価額を将来発生するかもしれない不確定な事象により変更するという条件を付すことは、この条件が違法行為等に当たらない限り、当事者間で自由に決定されるものである。

本件契約については、本件覚書の解説によると、本件株式の評価を行う際において、将来の収益力及び既存債権のデフォルト見込額等の将来の不確定要素を、評価時点では完全に見積もることができ

ず、また、売買当事者間では合意できるものではなかったため、時価純資産額を基礎として譲渡人が予想利益が適正であることを保証することを条件に本件株式の売買代金が決定され、本件契約が締結されたものと認められる。

(ロ) 本件株式の売買代金については、本件契約書第 2 条において、売買代金の総額を〇〇〇〇円とするに当たり、対象会社の予想利益及び本件契約書第 4 条の表明及び保証が真実であることが前提と定められているので、それぞれについて以下検討する。

A 本件契約書第 5 条の予想利益については、本件契約書第 5 条において、予想利益の見積りは、実現可能性を含めて適正になされたものであることを前提にして本件株式の売買代金が算定されており、予想利益が実現されることを保証したものではないこと、本件覚書第 3 条においても、各計算期間における予想利益を前提として本件株式の売買代金が算定されていることが請求人と譲渡人との間で合意されている。また、予想利益が現実に達成されなかった場合についての本件株式の売買代金の返還の方法は、本件覚書第 4 条において定めている。

よって、予想利益の未達成による本件金員については、平成 12 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの計算期間における実際に算定された利益が予想利益に到達しなかったため、請求人と譲渡人との間で合意された本件株式の売買代金を減額する条件を満たし、譲渡人から請求人へ本件金員が支払わ

れたものであるため、本件株式の売買代金の返還と認められる。

B 既存債権が約定どおり弁済されなかった場合の本件金員については、本件契約書第14条第1項において、本件契約書第4条第1項②の表明及び保証項目のいずれかが真実に反する結果、請求人が損害を被ったときは、発生額に課税効果を勘案して計算した金額に、本件株式が対象会社の発行済株式総数に占める割合である0.8を乗じた価額をもって請求人に生じた損害と推定している。しかし、本件契約書第14条第1項⑤において、本件契約書第4条第1項②の既存債権については、本件契約書第14条第1項の適用を外されている。また、本件覚書第1条第1項は、本件株式の売買代金の減額の対象となるのは、本件契約書第4条第1項②の既存債権と限定し、本件覚書第1条第2項において本件契約書と本件覚書の内容が矛盾する場合は本件覚書を優先すると定め、本件覚書第12条は、請求人と譲渡人との間で、本件株式の売買代金については、既存債権が約定どおりに弁済されることを前提として合意されたと定めている。

よって、既存債権が約定どおり弁済されなかった場合の本件金員についても、本件株式の売買代金の返還と認められる。」

このように、資本関係のない第三者間の取引において、株式の価額を将来発生するかもしれない不確定な事象により変更するという条件を付すことは、その条件が違法

行為等に当たらない限り、当事者間で自由に決定されるものであるとして、後発的な事象により株式の売買代金の減額処理を認めています。

なお、当事者が損害賠償条項により支払又は受領した金額は損害賠償金となります。

II 本事例における取扱いの検討

貴社が、貴社と資本関係のないB社に対してA社株式を売買する契約を締結するに際して、そのA社株式の売買の直後の決算において予想された利益を計上できなかった場合には、そのA社株式の売買代金の一部を返還するという特約をA社株式売買契約書に特約条項として記載したことは、上記の国税不服審判所の判断にもあるように、違法行為等には当たらず、当事者間で自由に決定されるものであると考えられます。

また、A社株式の譲渡後の最初の決算の予定利益を1,000万円として見積り、A社が予定利益1,000万円を計上することができるという前提において、A社株式の売主である貴社と買主であるB社とがA社株式の売買代金を決定したものであり、その前提となっていたA社の予定利益1,000万円を上回るか、下回ることとなった場合には、売主である貴社と買主であるB社とが売買代金の追加支払か、一部返還をするという特約は有効であると考えられます。

さらに、貴社とB社の間には資本関係がなく、A社株式の売買契約においては、売主と買主という利害の相反する立場にあり、お互いが有利な条件（貴社においてはA社株式の売買代金を高くしたいが、B社においてはA

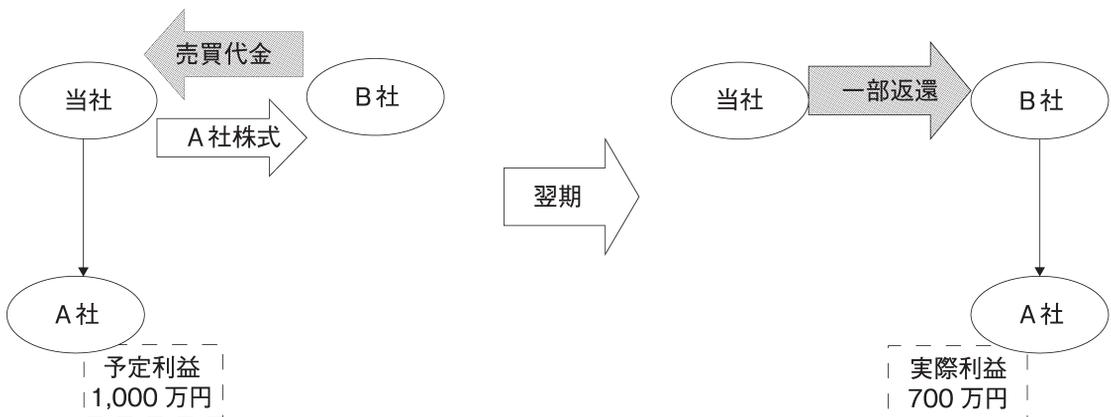
社株式の売買代金を安くしたい)を求めた結果として、A社株式の売買代金が決定され、その売買代金の決定に際して、A社が決算において予定利益1,000万円を計上するという前提で売買代金が決定されていることから、その前提条件が満たされなかった場合において、貴社がB社に対してA社株式の売買代金の一部を返還することは、租税回避等を意図したものでないと考えられます。

したがって、貴社からB社に対して支払われたA社株式の売買代金の一部返還は、貴社の会計処理がそのまま税務上も認められるも

のと考えられます。

なお、本件ではA社の実際利益が予定利益1,000万円を下回るという条件(いわゆる停止条件)を満たしたことから、A社株式の売買代金の一部を返還する義務が生じたものであり、その返還義務が株式譲渡の時点にまで遡及するものではありませんので、前期の有価証券譲渡益を減額するのではなく、その返還義務が法的に効力を有することとなった当期において処理することが相当であることから、法人税の所得金額の計算において更正の請求は馴染まないと考えられます。

[取引概要図]



(了)